〈論文〉

ビルマにおけるコメの輸出統制と生産・輸出統計 -第一次世界大戦後の米穀危機の時期を中心に-

水 野 明日香*

The Rice Export Controls in Burma after World War I
—focusing on Agricultural Statistics—

Asuka Mizuno

Abstract

After World War I, Southeast Asia suffered from poor rice harvest and soaring prices of grain world-wide. The British Colonial Administration responded by imposing restrictions on the rice trade through-out the British Empire and attempted to regulate the international supply and demand for rice. This paper analyzes how the British Colonial Administration attempted to manage the export of rice and price controls in Burma, which was a rice-exporting country. We examine the subject by reviewing the development of rice export and price controls, along with changes in rice prices, production, estimated exportable surplus, and exports before and after World War I.

Our findings revealed that the British Colonial Administration had intentionally underestimated exportable surplus. Hence, it had no intention to export as much rice as possible from Burma, even though other studies had emphasized that Burma was expected to serve as a cheap source of rice export and price controls. The British Colonial Administration appeared to have been more concerned with depressing the paddy price in Burma by curbing export volumes. The suppression of the paddy price was important not only to consumers within the British Empire, but also for rice millers to purchase paddy.

はじめに

第一次世界大戦後、世界的に穀物の価格が高騰する中で、アジア各地でコメの不作に見舞われた。 この状況に対応するため、イギリスはアジアの植民地におけるコメ貿易を統制し、コメの国際的な

^{*} 亜細亜大学経済学部准教授

需給調整を試みた。

この時期の東南アジアの米穀危機とイギリスの政策に関する代表的な研究は、クラトスカによるものである。クラトスカは、インド、ビルマ、タイ、マラヤのコメの貿易・価格政策を分析し、イギリスは輸出入と価格の統制によって、アジアにおける英領地域全体のコメの需給バランスを調整しようとしたが、度々発生した投機的な取引に阻まれ、統制は効果的に機能しなかったことを明らかにした。コメの生産の担い手は無数の小規模な生産者であり、仲買は政府の規制を巧みに避ける華人ネットワークに担われていたため、統制は難しかった。またコメの輸出入と価格統制の目的は消費者の救済であり、生産者や取引に関わる商人の利益とは反するものであったことも統制が機能しない要因であった¹⁾。

それにも関わらず、第一次世界大戦後のコメの貿易統制は将来の政策の先駆けとなり、コメ貿易への政府の介入は、1920年代以降、輸出入国において徐々に一般化したとクラトスカは結論づけている²⁾。ビルマの場合、輸出統制は一度は解除されたが、欧州で第二次世界大戦が勃発して以降の1941年に輸出統制を行う際の前例となり、さらにこれが独立後の政府によるコメ輸出の管理へとつながった。コメ輸出が再び全面的に自由化されたのは、2012年のことであった。

輸出統制が採られた第一次世界大戦後の時期は、ビルマの米穀産業にとって、市場が大きく変化する過渡期であった。当時、国際貿易で取引されるコメの90%は、ビルマ、タイ、仏印からの輸出であったが、戦後はタイと仏印の輸出が増加し、戦前には55~60%あったビルマ米の国際市場におけるシェアは50%以下に低下した。一方で、日本やフィリピン、エジプトなど戦前のコメ輸入国の生産量が増加したため、世界的にコメの需要は弱くなり、ビルマ米の販路は狭隘化し始めた。また植民地時代のビルマは、ヨーロッパ向けにコメ輸出を開始し、第一次世界大戦前までは輸出先の約3割程度はヨーロッパに向けられていたが、第一次世界大戦後は、ヨーロッパ市場はタイ米に席捲され、ビルマの主要な輸出先はインド、セイロン市場へと移った3。

他方、ビルマ内では、それまで輸出米の精米において圧倒的な地位にあったヨーロッパ系の少数の大精米所(big mills)に加えて、第一次世界大戦中からはビルマ人やインド人、華人が経営する小精米所(small mills)が増加し、精米所間の籾の買い付け競争が激化した4)。アジアのコメ貿易史に関する代表的な論者であるレイサムは、1920年代のビルマでは、ヨーロッパ系の大精米所とインド人、華人の小精米所の間で、激しい籾の買い付け競争が起こった様子を明らかにしている。特に、輸出統制の最後の年となった1921年は競争が激しく、6月にはインド人と華人商人によって籾の買い占めが行われたため、籾の価格の引き下げる目的で、ビルマ政庁は、ヨーロッパ向けと東アジア向けの輸出ライセンスの発行を停止したほどであった5)。

民間の精米業者や籾を取り扱う商人が統制に翻弄された一方で、政府はコメの輸出統制から巨額の利益をあげた。折しもナショナリズム運動が興隆し始めた時期と重なり、これはインド政庁とビルマ政庁の間で政治的な問題となった⁶⁾。インド政庁は、コメを購入することによって、ビルマのコメ輸出に貢献したのはインドの消費者なので、輸出から得られた利益はビルマ以外の場所で使う

ように求めた。これに対し、ビルマ政庁は、利益は耕作者から搾り取ったものであるので、ビルマの農民のために使用するよう主張した。最終的には、農業部門に投資することを条件に、収益はビルマで使用されることになった。ビルマ史家のケイディは、コメの輸出統制はイギリス植民地のインド人労働者に安価な食料の供給を可能にしたという点で、ビルマの耕作者を犠牲にしたうえで、イギリスの利益に沿うものであったとしている7。

以上が第一次世界大戦後のコメの輸出と価格統制に関する先行研究である。統制はもっぱら大英帝国のコメの消費者のために行われ、ビルマの耕作者や籾の取引、輸出に関わる商人の利益には反していたとされる。しかしビルマの米穀産業の頂点にいたのは、輸出商社も兼ねた大精米所、海運会社などイギリス系の企業であり、植民地政庁が、ビルマで活動するイギリス企業の利益に反する政策を採ることは考えにくい。ビルマ政庁は、コメ輸出地域であったビルマのコメの輸出と価格統制をどう設計しようとしたのだろうか。本稿はこの問いに答えることを課題とする。

ただし統制自体はインド政庁が主体となって実施した。そのため、ビルマにおけるコメ輸出統制に関するまとまった史料は残されていない。また既存のビルマ史研究は、輸出統制についてほとんど触れておらず、ビルマの統制に関してはクラトスカによるものがほぼ唯一の研究である。そこで本稿では、第一次世界大戦前後のコメの価格、生産量及び輸出量の推移と併せて、クラトスカの研究を入手可能な資料で補いながら利用し、植民地政庁によるコメの輸出・価格統制の変遷を改めて整理することによって、この課題に接近する。

その際に特に、生産統計とこれに基づいて推計された「輸出可能余剰量」(exportable surplus)に注目することが本稿の特徴である。近代国家は様々な統計を集めて利用してきたが、特に途上国では統計のカテゴリー上の問題や行政能力の低さ、何よりも政治やその他の団体の介入により、統計はエラーから逃れられなかったことはよく知られている8)。結論を先取りして述べると、本稿は、ビルマ政庁はコメの生産統計を操作することによって輸出を抑制し、統制を機能させようとしたことを明らかにするものである。論説の順序は以下である。第1節では、価格・輸出統制を理解するための背景として、第一次世界大戦から1920年代初頭のビルマにおける籾の価格の推移と流通機構および第一次世界大戦末期の王立小麦供給委員会(Royal Commission on Wheat Supplies)によるコメの買い上げを確認する。第2節では、1919年から1921年まで行われたコメの価格・輸出統制の変遷を整理し、ビルマ政庁が直面していた問題を析出する。第3節では、輸出統制の要であった生産統計の推計方法の変更過程を明らかにする。

1. 第一次世界大戦から 1920 年代前半の籾価格の動向と 王立小麦供給委員会による買い上げ

1.1 第一次世界大戦から 1920 年代前半の価格の動向

ビルマは20世紀初頭から第一次世界大戦まで、年平均約220万トンのコメを輸出する世界最大

のコメ輸出地帯であった。しかし第一次世界大戦が始まると船舶が不足し、輸出量は年間 200 万トン以下に落ち込んだ⁹⁾。また戦時下の政治情勢は、輸出量だけでなく、輸出先にも影響した。1890年代以降、ヨーロッパにおけるビルマ米の最大の輸入国はドイツ・オーストリアであったが、ラングーンのドイツ系精米所も閉鎖され、同国への輸出は停止された¹⁰⁾。蘭印を含むオランダとの貿易も制限され、ジャワやスマトラへの輸出も減少した¹¹⁾。

輸出が不振であった第一次世界大戦中は、籾の価格も低迷したが、詳細をみると状況は複雑であった。表1は、ラングーンにおいて精米業者が購入した1月から12月までの船荷籾(boat paddy)の平均価格、最高価格、最低価格の推移である。船荷籾とはラングーンの仲介人の間で使われた籾の産地からの輸送方法による大別で、籾は船荷籾と鉄道籾(rail paddy)の2種類に区別されていた。輸送方法から、籾のおおよそ産地や等級を推測することができ、船荷籾は、籾の価格として通常参照される価格であった¹²⁾。

第一次世界大戦前、ビルマ米はコメの国際市場において 50% 以上のシェアを持っていたが、国際的な価格を規定するほどではなく、ビルマ内の籾の価格は精米の国際価格に依っていた。精米所が買い付ける籾の価格を算出する方法は様々であったが、精米の価格から精米費用や籾の運搬費を差し引いた額として、ラングーンの大精米所では精米の 42% 程度の価格を、損失が出ない籾の価格として計算していた¹³。

籾の価格の通年での変動は、おおむね以下のビルマの農事歴に呼応していた。下ビルマの稲作は、雨季が始まる 5 月頃から始まり、収穫と脱穀は 12 月から 2 月に行われた。収穫された籾は、自家消費分や種籾を除き約 85% が収穫直後の 3、4 か月以内に売却された。その理由は、地税を 2 月に現金で納めなければならなかったため、収穫直後は現金の需要が最も高かったからである。また生産者が小作人であれば、収穫後すぐに小作料の支払いや負債の返済のために籾を地主に引き渡す必要があった 14 。つまり 1 月から 4 月は、ビルマで籾が一斉に流通するため、通常であれば安値になる時期であり、逆に 9 月から 11 月は翌年の新米が出てくるまでの端境期で高値になる時期であった。なおコメ輸出も 2 月から 5 月に集中し、外国への輸出の約 6 割がこの時期に出荷された 15)。

なお植民地時代のビルマの行政報告書や統計類の年度は、このような稲の作付けから輸出までのサイクルに対応し、7月1日に始まり6月30日に終わるよう作成された。

では第一次世界大戦から 1920 年代前半の籾価格の動向を確認しておこう。年間の平均価格でみると 1914 年以降、価格は低下を続け、1917 年は 100 バスケットあたり 101.5 ルピーと 20 世紀初頭 以降の最低価格となった。特に 9 月には 81 ルピーとなったが、これは 1880 年代の水準であった。後述するように 1918 年 1 月からは価格統制が行われ、精米所が買い上げる籾の価格の上限が定められたが、第一次世界大戦の終わりが見え始めた 1918 年 9 月から価格は上向き始め、通年の平均 価格は 200 ルピー前後まで少しずつ上昇した。

籾の価格変動でより特徴的であったのは、最高価格は3年に一度、平均価格を大きく上回って高騰したことであった(図1)。戦時下の平均価格が低迷した1915年でさえ、最高価格は9月には184

表 1 ラングーンにおける船荷籾の1月から12月までの平均価格、最高価格、最低価格

(単位:100 バスケットあたりルピー)

最高価格	120	191	210	143	131	184	128	120	164	152	208	262	219	203	224	200
最低価格	91	119	140	111	103	91	86	81	89	120	159	143	172	168	189	174
平均価格	110.2	143.8	166.0	130.1	121.4	126.8	117.3	101.5	115.4	142.1	189.9	205.5	197.7	183.4	204.2	188.8
12 月	104	143	140	111	122	94	128	117	133	n.a.	159	185	172	203	200	191
11月月	116	n.a.	153	114	123	139	119	98	164	150	182	240	200	189	208	197
10 月	116	186	145	132	112	167	126	82	162	150	197	253	197	190	213	193
9 H	113	191	165	131	103	184	126	81	150	150	199	262	199	193	215	197
8 月	117	155	203	128	118	160	121	26	112	150	202	238	203	171	224	200
7月	112	137	210	130	123	146	116	101	86	150	208	233	213	168	213	191
6月	120	137	195	138	122	130	117	104	94	150	506	217	211	176	205	194
5月	114	132	172	143	128	112	118	104	88	152	197	204	219	187	200	186
4 月	111	133	146	137	131	96	122	112	91	138	189	179	203	191	194	182
3 月	108	124	150	128	130	91	114	120	92	129	181	163	191	180	191	182
2月	100	125	154	131	123	86	86	114	93	124	180	149	190	176	189	178
1月	91	119	159	138	122	105	103	100	107	120	179	143	174	177	198	174
年/月	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925

出所:Department of Agriculture, Burma, Market Section Survey, No. 9, Rice, Rangoon, p. 91, Appendix XV より作成。

注:■は、その年の最高価格。

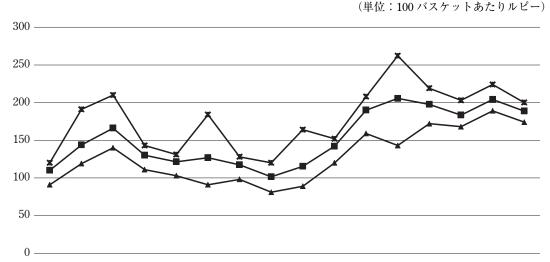


図1 ラングーンにおける船荷籾の平均価格、最高価格、最低価格の推移

1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925

-■-平均価格 → 最低価格 → 最低価格

出所:表1と同じ。

ルピーと上昇し、戦後の1918年11月にも164ルピー、1921年9月には262ルピーとなった。このような価格高騰の原因は、資料の中では投機家(speculator) と称される人々による籾の売り惜しみに求められており、価格統制においてもその動向は常に注目されていた。次に、籾の流通における投機家の位置を確認しておこう。

1.2 籾の流通経路と投機

投機家は収穫直後の価格が安い時期に籾を買い、値上がりを待って貯蔵した。第一次世界大戦中の輸出が冷え込んでいる時期でさえも、相当量のストックを地方の投機家がまだ持っていると資料では毎年、報告されている。値上がりを期待して籾を持ち続けたのは投機家だけでなく、他にも余裕のある耕作者や単に「保有者」(holder)と呼ばれる者たちが、値上がりを待ち、相当量のストックを持っていたことが資料の中では言及されている¹⁶⁾。つまり流通の末端からあらゆる段階で、籾を持ち続けることが可能な人々は、籾の売り惜しみを行っていた。

籾の流通経路は、図2のようにまとめられる。ここでのポイントは、精米所は従属下にある仲買人以外からも籾を仕入れていており、精米所と末端の代理人は、必ずしも資金の提供などを通じて垂直統合されていたわけではなかったことである。また地主、金貸し、村の商店、仲買人と商人、投機家など流通における様々な役割は、重なり合って存在しており、同じ人が複数の役割を兼務していたことがビルマの特徴であった¹⁷⁾。

なお「大精米所」「小精米所」とは、英領期のビルマにおける精米所の区分であった。これらは 規模も異なっていたが、単純な規模による分類ではなく、大精米所とは港の近くに立地するヨー



図2 耕作者から輸出までの籾の流通経路

出所: Department of Agriculture, *Market Section Survey, No. 9*, Rice, Rangoon, 1936, pp. 33-36; Sanyal, Memi, *Changes in the Market Structure of Home Produced Goods*, M. A. thesis deserted in University of Rangoon, 1954, p. 42, 46; より筆者が作成。

ロッパ系の精米所であり、もっぱら輸出用の精米を行っていたのに対し、小精米所は内陸部に位置し、ビルマ人、インド人、中国人が所有する精米所で、輸出用の精米の他、大精米所からの請負やビルマ内の消費用のコメの精米も行っていた¹⁸⁾。なおビルマ米の主要な輸出銘柄は、精米所の区分に基づく「ビックミルズ・スペシャル」「スモールミルズ・スペシャル」であり、前者の主な輸出先はインド、蘭印、後者はインドの他、英領マラヤ、海峡植民地と精米所の区分により、輸出先が若干、異なっていた¹⁹⁾。

こうした流通の特徴は、当時はデルタが開発されてからまだ間もなかったこととも関係していたと考えられる。20世紀以前には、耕作者が籾の刈り取り後、サンパン(sampan)と呼ばれる木造平底船や10トンから40トンの籾を積載できるトンキンで直接、港の精米所まで籾を輸送し、籾を直接売却する光景がよく見られたという。耕作者による直販が行われなくなったのは、20世紀以降のことであった 20 。しかし第一次世界大戦中には、耕作者が港の大精米所に直接、籾を持ちこみ売却する様子も再び観察された 21 。また世界恐慌後には、大精米所は仲買人を排して、農村部で直接、籾の買い付けを行おうと試みた 22 。こうしたことからは、籾の流通機構はそれほど堅固なものではなかったことがうかがわれる。

人々が値上がりを待って籾を貯蔵したのは、籾の出荷が収穫直後に集中したからである。投機家は籾を貯蔵することによって、買い付けた価格より値上がりすれば、利益を得ることができた。しかし籾の貯蔵庫を自前で持っていない場合には籾の保管料が必要であったし、当てが外れて値上がりしないければ、損失を被った²³⁾。例えば1917年は、通常の年ならば籾の価格が上昇する9月からの端境期にも価格は更に低下したため、投機家は損害を被った。この年は籾を蓄えていた裕福なビルマ人耕作者も損失を被ったとされ、後の土地問題に関する報告書では、農業従事者から非農業従事者への土地所有の移転を招いた原因の一つとして、1917年の籾の相場が挙げられている²⁴⁾。

逆に投機が成功するのは、天候不順などによる不作により、海外で突発的な需要が発生した時であった。元来、コメは生産地で消費されるもので、国際市場で取引されるコメは国内の需要を満た

した後の余った分であり、世界の生産量の 5% 程度しかなかった。そのためコメの国際市場は「薄い市場」(thin market) と言われ、どこかで不作が起こると突発的に強い需要が発生した²⁵⁾。そのような中で、ビルマ、タイ、仏印は当時の世界のコメ市場に 95% を供給する恒常的な輸出地帯であり、これらの地域が不作になると、たちまち国際市場はコメ不足に陥った。

1.3 輸出の不振とイギリス植民地政府によるコメ貿易への介入の始まり-1918年1月~

1917年度は、9月末の時点で、推計されていた輸出可能余剰量の約40%にあたる100万トン以上の精米が、精米業者や輸出業者の手に残っていた。この穀物を処理するため、1918年1月、ビルマ政庁は連合国およびヨーロッパに駐留する連合軍のための食料購入機関である王立小麦供給委員会へのビルマ米の販売を手配したと発表した²⁶⁾。王立小麦供給委員会の代理人として、ビルマにおいてコメの買い付けを行うコメ監督官(Rice Commissioner)が任命され、また同時に米の輸出を許可制とし、許可を受けていない米の輸出は禁止された。王立小麦供給委員会がビルマで買い上げの対象としたのは、ヨーロッパ向けのコメの精米を行っていたイギリス資本の大精米所のコメであり、この年の輸出量の半分は、王立小麦供給委員会による買い上げであった。買い上げるコメ用の籾の価格は、投機による価格の高騰を防ぎ、且つ耕作者が適切な価格で売却できるよう、100バスケットあたり105ルピーと定められた²⁷⁾。これがビルマにおける政府によるコメの価格・輸出統制の始まりであった。

つまり王立小麦供給委員会によるコメの買い上げは、ヨーロッパ系の大精米所の救済措置という側面が強かった。同委員会は、買い上げを発表する約1年前の1917年2月の時点で、ビルマの精米と輸出商を代表する4大企業であったスティール・ブラザーズ(Steel Brothers & Company Lim.)、バロック・ブラザーズ(Bulloch Brothers & Company Lim.)、アラカン会社(Arracan Company Lim.)、エラーマン精米所(Ellerman Rice Mills)と直接コンタクトをとり、買い上げる量や価格について相談していた²⁸⁾。

ビルマ人地主・耕作者・小精米所・商人協会は、1918 年 4 月 21 日にラングーンのジュブリー・ホールで、王立小麦供給委員会によるコメの買い上げ問題についての会合を開催した。地主や耕作者は、105 ルピーという籾の統制価格は、価格の導き方が不適切で低すぎ、この価格では耕作者は生活できないと主張した。しかし籾の統制価格については、精米業者は高過ぎると考えていた30)。また小精米所の代表者は、小精米所からもコメを買い上げ、インドや海峡植民地向けの輸出も行うことを求めた29)。実際には、王立小麦供給委員会による買い上げが発表された1918 年 1 月には価格が上がったが、籾が港に殺到したため、精米所が買い控えると価格は再び低下した。1918 年の上半期、ラングーンにおける船荷籾の価格は90 ルピー台と低迷が続いた(表 2)。

様相が一変したのは、第一次世界大戦の終結が近づいた8月以降であった。統制価格で籾を売却する者はいなくなり、籾の価格は9月には140~170ルピーに達し、統制は綻びを見せ始めた。輸出の需要はあったので、精米業者は籾をどうにか買い付けようとしたが、売却に応じる者はいな

かった 31 。折しもインドの不作が判明し、 10 月にはインド政庁はビルマ政庁に対して、年内に 35 万トンのコメを購入したいと伝えた。また同時期に、海峡植民地からは 4 万トン、セイロンからも 9 万 5 千トンの輸出要請があった $^{32)}$ 。これにより籾の価格は 160 ルピーを超え、ようやく籾が市場に出回り始めた。しかし 11 月になると価格はさらに上昇したため、多くの精米所は籾の買い付けから手を引き、籾の主な購入者は、王立小麦供給委員会へコメを納めなければならない大精米所のみとなってしまった $^{33)}$ 。 1918 年末は籾が高すぎて、精米所も仕入を控えざるを得ない状況であった。

2. 第一次世界大戦後の米価の急騰と国際的食料不足への政府の対応

2.1 輸出許可制と価格の上限設定─1919年1月~

第一次世界大戦が終了すると、アジア各地でコメ不足が顕在化し、価格が高騰した。そのため王立小麦供給委員会はイギリス植民地への食料供給を優先し、予定していた 100 万トンのコメの買い上げをキャンセルした。他方で降雨量の不足による不作と第一次大戦に従軍した兵士用に食料備蓄を放出したため激しい食料不足に見舞われたインドには、食料監督官(Food Commissioner)が任命され、食料の確保が目指された。ビルマはインドへの食料供給に貢献することが求められ、1918年12月、食料監督官は、ビルマの翌年の精米価格(ビッグミルズ・スペシャル)の上限を100 バスケットあたり335 ルピー(籾に換算すると125 ルピー)とし、インドおよびインド人労働者が多い地域と通常の年にも輸出が行われている地域への出荷に限り、輸出許可を与えると発表した34)。この年のビルマ米の輸出先は、8割がインドとなった35)。

輸出先が限定されたビルマ側の事情としては、1919年の輸出可能余剰量は、1918年12月の時点で、カーゴ・ライスで250万トン、精米で190万トンと推計されていたことがあった³⁶⁾。カーゴ・ライスとは、精米に籾を20%程度混ぜたコメで、輸送の際に傷みが少ないため、蒸気船での輸出が普及する以前は西洋向けの輸出はこの形態で輸出が行われていた³⁷⁾。20世紀以降は、精米での輸出が主流となり、カーゴ・ライスでの輸出は輸出量全体の半分以下になったが、コメ輸出に関する政府文書や輸出量の推計に関する政府統計では、しばしば精米での換算が併記されながらカーゴ・ライスが使用され続けた。話を戻すと、1918年末には、インドは少なくとも精米で130万トンの輸入が必要と予想されていたが、輸出可能余剰量の推計に基づくと、残りは約60万トンしかなかった。しかもその後、輸出可能余剰量の推計値は、カーゴ・ライスで211万トン(精米で183万トン)に引き下げられた³⁸⁾。20世紀以降、ビルマのコメ輸出量が精米で200万トン以下となった年は、第一次世界大戦中を除くと1903年のみであり、輸出量の見込みが精米で183万トンというのは、非常に少なかった。ただしこの年の実際の輸出量は、過去最高の299万トンであった(表2)。輸出可能余剰量の推計値が少なかった理由については、次節で考察する。

1919 年も統制価格では籾の売り惜しみが行われ、価格統制は早々に崩壊の危機に瀕した。イン

ドの不作を受け、供給が豊富な2月から籾は値上がりを始め、3月には130ルピー以下での売り手はいなくなった。しかし精米価格が統制されていたため、その値段では表立っての買い手もいなかった。それでも籾は値上がりを続け、4月下旬には150ルピーに達し、輸出は事実上、停止状態に陥った390。

そこでインドから食料監督官が来訪し、1919年には直接的には統制外であった籾も、インド防衛法(Defense of Indian Rule)の下で価格統制の対象とすることを定め、精米所への引き渡し価格を100バスケットあたり最大150ルピーに引き上げるとの通達が出された。また同時に輸出先のインドの港での輸入許可書の確認が厳格化された400。しかしヴェルサイユ条約が調印されれば、輸出統制は間もなく解除されるだろうと籾を貯蔵していた人々は噂し、6月末には籾の実勢価格は再び高騰し始めた。そのため政府は統制価格で籾を徴発し、これにより一時的に状況は緩和されたが、商人は政府による統制を支持しておらず、合法的な市場で籾を供給する者がいなくなった410。翌年はビルマでも不作が予想され、新米が出始める11月、12月になっても籾は市場に出回らず、統制の解除を期待する地方の商人の元に積み増されていった420。

2.2 政府による輸出割り当て-1920年1月~

1919年度は降雨量が不足し、作柄は良くなかった⁴³⁾。さらにタイも不作であり、コメの国際市場はさらに逼迫することが予想されていた。タイ政府は輸出を制限すると発表しており、英領マラヤやセイロンにとっても、ビルマからのコメ輸入は死活問題となった⁴⁴⁾。

このような状況を受けて1920年1月、統制の目的と方法は刷新された。統制の目的は大英帝国内の食料不足地域への食料供給だけでなく、国際的な穀物価格の高騰によって、ビルマ内の食料の不当な消耗を防ぐことが加えられた⁴⁵⁾。そのため輸出量制限の強化が図られ、新しい統制方法ではコメ貿易は全て政府間取引として行うことになった。輸出はコメ監督官(食料監督官)が発行した輸出許可書の下で、インド政庁から割り当てを受けた国に対してのみ行われ、輸入国(資料中ではrationed country「配給国」)は割り当てを受けた後、コメ監督官に入札を提出することが求められた。コメ監督官は入札に応じて、ビルマ国内の精米業者や海運業社に対して応札を募集し、コメ監督官自身が精米を買い上げ、輸出を行った⁴⁶⁾。

1920年の輸出量の上限は、暫定的にカーゴ・ライスで180万トンとされ、輸出向けの籾は100バスケットあたり180ルピー以上で購入することが禁止された。この措置により、国内消費用の籾が確保されることが期待された⁴⁷⁾。上限とされた180ルピーは、前年の統制価格よりは引き上げられたものの、世界市場での予想価格を大幅に下回る額であった。この計画では、インドには原価で、大英帝国内の他の地域には低価格でコメを供給することが求められた。そのため、インドはビルマから大量にコメを輸入する一方で、輸出も行っていたが、インドからのコメ輸出は禁止された⁴⁸⁾。

統制計画は入念に練られたが、前年と同様に計画通りには機能しなかった。その原因は第一に、 統制計画によって、需要そのものが変化したためである。インドのコメ輸出を禁止したことにより、 1920年4月の初旬には、インド産のコメは質の劣るビルマ産のコメとほぼ同じ値段で売られるようになり、ビルマ産のコメの需要は減少した。だがその時点ではインドの旺盛な需要が見込まれていたことから、ビルマの精米業者は最初から上限価格を支払い、既に籾を購入していた。予想されていた輸出可余剰量の75%が3月末までにラングーンの港に集まり、空前の量の穀物が貯蔵庫や精米所を圧迫し、保管料や資金の滞留による金利が精米業者に負担としてのしかかった490。結局、輸出米の配分計画は見直され、インドへ予定されていた分は、他地域への輸出に転換された500。

第二に、商人たちは元々、統制価格を無視することで合意していたためであった。籾の取引は統制価格で行っているように見せかけながら、籾の購入代金とは別の名目で割増金を支払い、価格統制は巧みに避けられた。1920年の籾の価格は、4月以降には統制価格を上回って上昇し始め、6月には200ルピーを超えた(表 1)。しかしその後、価格はあまり上昇せず、投機家や籾の保有者たちは損失を出して売却し、9月には価格は下がり始めた51)。

また輸出量の制限も機能しなかった。当初、輸出の上限は暫定的にカーゴ・ライスで 180 万トン (精米で約 139 万トン) とされ、その後、輸出可能余剰量の推計値は更に下方修正され、最終的には、カーゴ・ライスでは 165 万トン (精米で 144 万トン) とされた52 。しかし 1919 年度の実際の輸出量は、精米で 235 万 9 千トンであった。

2.3 投機の過熱と輸出管理の断念-1921年1月

レイサムによれば、1921年はビルマの米穀産業にとって波乱に富んだ年であった⁵³⁾。1920年度のビルマの籾の生産量は 6000万トンと前年に比べて増加したが、タイの収穫量は少なく、インドでも干ばつが続いており、市場の見通しは不透明だった⁵⁴⁾。それでも国際市場でコメの価格は下がっており、ビルマの籾価格も前年度より大幅に低い価格で始まった⁵⁵⁾。

1921年も外国への輸出許可制は継続されたが、入札制度は取りやめとなり、インドへの輸出は統制が解除された⁵⁶⁾。これに加えて船荷運賃の下落もあり、インドへの輸出需要が刺激され、3月にはビルマの籾価格は160ルピー台まで値上がりし始めた。しかし大精米所は135ルピー程度が適正だと考えており、これ以上の価格では取引したくなかった。それでも輸出の契約を結んでいたので、籾を購入せざるを得ず、大半は150ルピー前後で取引された⁵⁷⁾。6月に入ると市場はさらに加熱し、インド系と中華系の仲買人が籾を買い占め、6月半ば過ぎには225ルピーまで上昇した。その結果、ジャワやカルカッタで売られているビルマ米の方がラングーンよりも安いという状況まで生じてしまった⁵⁸⁾。

籾の高騰を受けて、インド向けを除くすべての米の輸出許可が停止された。輸出停止により、コメが不足しているインド市場の分は確保しつつ、他の市場への輸出を禁止することで、価格が下がることが期待された⁵⁹⁾。輸出業者は輸出を行えなくなったため、籾に対する需要も減少し、籾の価格は、一旦は低下した。しかし投機家は、輸出制限はすぐに解除されると見込み、さらに大量の籾を買い込んだので、8月には籾価格は再び上昇した⁶⁰⁾。

1921年10月、インド政庁は、本国のインド担当大臣がコメの輸出統制をこれ以上続けることに 反対しているとの情報を得た。反対の理由は、価格を抑えることで短期的には輸入国にとって、利益となるが、長期的には輸出国におけるコメの作付け面積を減少させる可能性が高いというもので あった。翌月にはビルマ副総督からも、米の輸出統制を早期に終了するよう要請があり、1921年12月13日、ようやくインド政庁は、翌年はコメの輸出統制を解除すると発表した⁶¹⁾。

結局、コメの輸出と価格の統制は、投機家の思惑もしくは籾の売り手の側の不満で、籾の価格が高騰し、破られ続けた。インド担当大臣が懸念した統制の生産への影響も実際に起こった可能性がある。仏印とタイのコメの作付面積は戦後の高価格に刺激され、戦前と比べて1922年以降にはそれぞれ20%、60%増加し、輸出量も50万トン、60万トンずつ増加させた。しかしビルマでは、作付面積の拡大は鈍く、生産量は増えなかった⁶²⁾。ただしビルマの生産統計については、注意が必要である。次に生産量と輸出可能余剰量の推計方法の変更を見ておこう。

3. 輸出統制と生産統計の調整

3.1 輸出可能余剰量

表 2 は 1913/14 年度から 1925/26 年度の籾の生産量と輸出可能余剰量の推計値の推移である。 作付面積は 1913/14 年度から 1920/21 年度までほぼ変わらなかったが、1918/19 年度から 1920/21 年度の間は作柄が悪かったため、収穫面積が減少し、籾の生産量は約 600 万トン以下とその前後の 時期に比べて少なかった。これに伴い、輸出可能余剰量の推計値も、1918/19 年度にはカーゴ・ラ イスで 211 万トン(精米に換算して 183 万 6 千トン)、1919/20 年度には 165 万 6 千トン(精米で 144 万 1 千トン)、1920/21 年度には 229 万 1 千トン(精米で 199 万 3 千トン)と極めて少なく見 積もられた。1900/01 年度まで遡っても、輸出可能余剰量の推計値がカーゴ・ライスで 200 万トン を下回ったのは 1919/20 年度のみであったが、このように低く推計されたことは、上述したよう に輸出統制に影響を及ぼした。

しかしこの時期の実際の輸出量は、それほど少なくなかった。1918/19 年度に関しては、第一次世界大戦中からの持越し分も相当あり、実際の輸出量は 299 万トンと過去最高となったし、1919/20 年度の輸出量も 236 万トンと 200 万トンを上回った。輸出可能余剰量と実際の輸出量がほぼ一致したのは、1920/21 年度のみであった。

1918/19 年度と 1919/20 年度の輸出可能余剰量のこれほどの低下は、生産量の減少だけでは説明がつかない。実は 1918/19 年の輸出可能余剰量の推計は、低めの生産量予想に加え、ビルマ内の消費量を異例に高く想定して算出された。1917/18 年度の国内消費量は 3520 万トンと想定されたいたが、1918/19 年度には突如 100 万トン増の 3630 万トンに引き上げ、輸出可能余剰量は推計された。なお翌年の国内消費量は再び 3552 万トンに戻された⁶³⁾。

1919/20 年度の輸出可能余剰量は、165 万トン(精米で 144 万トン)と前年よりも更に引き下げ

计值
つ推
剰量(
影 条
狂引
量と輸
쎈
2 件
実

(単位:1000 エーカー、1000 ロングトン)

収穫面積 (エーカー)	(%) (%)	生産量 (籾)	ビルマ内の 消費量仮定 (籾)	輸出可能 余剰量の推計 (カーゴ米)	輸出可能余 剰量の推計 (籾換算)	輸出可能余剰 量の推計 (精米換算)	実際の輸出量	実際の輸出量と 輸出可能余剰量 の推計値の差
	၁	р	е	f	$g = f \times 0.77$	$h = g \times 0.65$		$\mathbf{j} = \mathbf{i} - \mathbf{h}$
9,929	88%	6,997	3,250	2,600	3,377	2,262	2,701	439
6,995	81%	6,342	2,500	2,500	3,247	2,175	2,286	111
9,931	94%	6,655	3,104	2,800	3,636	2,436	1,646	- 790
0,233	94%	6,967	3,347	2,700	3,506	2,349	1,718	-631
10,327	95%	7,076	3,520	2,700	3,506	2,349	1,982	-367
9,771	85%	5,920	3,630	2,110	2,740	1,836	2,999	1,163
9,548	78%	5,454	3,552	1,656	2,151	1,441	2,359	918
9,885	87%	6,019	3,600	2,291	2,975	1,993	2,107	114
0,262	%96	7,006	3,500	2,635	3,422	2,293	2,300	7
0,386	91%	6,244	3,550	2,450	3,182	2,132	2,610	478
9,971	85%	5,678	n.a	n.a	n.a	n.a	2,352	n.a
1,054	%96	7,367	n.a	n.a	n.a	n.a	2,481	n.a
1,165	%98	6,720	3,019	2,850	3,701	2,480	3,148	899

注:英領時代のビルマの会計年度は、7月1日から6月30日までであった。よって各年度の輸出量は、前年度の収穫量の6割程度をカバーした。

(a) 播種面積から(d) 生産量は、Season and Crop Report, Statement V 各年より。

ピルマ内の消費量仮定は、The Statistical Department of the Office of the Commissioner of Settlements and Land Records, Statistical Bulletins, No. The Rice Forecast. Rangoon, 1924, p. 21 の表(5b)より。 (e)

輸出可能余剩量の推計(カーゴ米)(f) は、Season and Crop Report 各年の p. 5 又は p. 6.。ただし 1919 年の数値は Season and Crop Report に記載され ていないため、Statistical Bulletims, p. 21の表に掲載されている籾の輸出可能余剰量から筆者が換算した。

(g) 輸出可能余剰量の推計(籾換算)と(j)(精米換算)は、籾とカーゴ・ライスの重量換算比を 0.77、籾と精米の換算比を 0.65 として筆者が計算し た。この換算比は、Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast に記載されている植民地時代の政府統計における換算比である。なおこの換算比は年代 により変化し、1884 年から 1908 年の籾とカーゴ・ライスの重量換算比は 0.74-0.79、1909 年から 1922 年は 0.77、1922 年以降は 0.775 とされていた。 また精米への換算比は 0.65 であった (Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, p. 15.)。

(i) 実際の輸出量は、Teruko Saito, Lee Kin Kiong compiled, Statistics on the Burmese Economy. Singapore, 1999, table II-8, pp. 80-81.

られたが、この数値は、地租査定・土地記録局(Department of Settlements and Land Records)の 長官が毎年執筆する、農作物の作柄、生産量、輸出可能余剰量等に関する報告書である『農作物統 計報告書』(Season and Crop Report) には記載されなかった。これは報告書の発行が開始された 20 世紀以降で初めてのことであった。ちなみにこの年の『農作物統計報告書』を執筆したのは、ビル マのナショナリストに多大な影響をおよぼした東南アジア史の泰斗ファーニバルであった。

この時期に作柄が良くなかったことは確かであるとしても、アジア各地で需要が高まっていた時期に、ビルマ政庁はなぜこれほど輸出可能余剰量を少なく見積もったのだろうか。その理由を検討する前に、簡単にビルマにおける作物の生産統計と輸出可能余剰量の推計の方法を確認しておこう。ビルマにおいて、籾の生産統計を作成する最大の目的は、輸出可能余剰量を推計することであった。そもそも、ビルマもその一部であった英領インドの作物の生産統計の起源は、綿商務理事(Commissioner of Cotton and Commerce)による、綿花の収穫予想であった。1875年に綿商務理事が廃止された後、1883年にカルカッタで統計会議が開催され、綿花に加えて小麦、油糧種子、コメ、ジュートなど、商業的に重要な作物の収穫予想を作成することが決定された。収穫予測は、

ビルマのコメの収穫予想は、収穫の時期が近づいた10月7日から2月7日までの間に月に1回、計5回の報告書を各県の知事が作成し、これを地租査定・土地記録局の長官が精査して、ビルマ全体としての収穫予想を取りまとめた。更に地租査定・土地記録局長官は、国内消費量、前年度からの持越し量を考慮して、輸出可能余剰量を推計した⁽⁵⁵⁾。

毎年複数回出され、即時性を持たせることによって、実用に供することが目指された64)。

収穫予想は、①収穫面積(matured area)、②標準収穫量(normal outturns)、③作況指数の3つをベースに推計されていた。①の収穫面積は地税との関係で毎年、把握されており、英領インドでは作付面積が地税の算定基準であったが、ビルマの場合は水害等で収穫できなかった面積を除いた収穫面積が算定基準とされていた点が特徴であった。②の標準収穫量とは、生産統計を作成するために定められた1エーカーあたりの収穫量であるが、これは複数年の収穫量の平均値ではなく、「良くも悪くもない」(wunmatha wunmane)という意味での標準値であった。標準収穫量は何度か変更されたが、1894年以降は地租査定調査の結果をベースに、郡から県へ数値を積み上げて求められた。また③の作況指数とは、税務と関わる土地記録局の地方の役人が、天候や耕作状況の観察、農民からの聞き取り調査に基づき決定する数値で、平年(normal year)に対するパーセンテージ(%)で表された660。

これらの指標を用いて生産量を推計する方法は時期によっても多少、異なったが、1912/13 年度 以降の具体例を挙げれば、次のようになる。例えば、デルタの中心部に位置するマウービン県の標 準収穫量は、1922 年までは 1 エーカーあたり 1800 ポンド(約 816.47 kg)であり、1919/20 年度の 作況指数は 81% であった。そのため 1800 ポンドに 81% を掛けた 1458 ポンド(約 661.34 kg)が、 この年の 1 エーカーあたりの収穫量となり、これに 1919/20 年度の収穫面積の 357,685 エーカーを かけた 521,504,730 ポンド(約 232,815 トン)が、この年のマウービン県の籾の生産量であった。 こうして求められた各県の生産量の合計が、この年度の生産量とされた67)。

生産統計を作成する主な目的であった輸出可能な余剰量は、こうして求められた生産量から、国内消費量、種籾、精米や輸送過程での損失を差し引き、前年度からの持ち越し分を加えた量であった。以上で概観した籾の生産量の推計の基礎となる標準収穫量や国内消費量の算出根拠等は、統計が作成され始めて以降、3回ほど改定された。次に生産統計の改定が行われたタイミングと理由を見ていこう。

3.2 生産統計、輸出可能余剰量の推計基準の変更

最初に標準収穫量が変更されたのは、1894/95 年度であった。これは 1891 年のインド政庁から 要請を受けての変更であり、それまで下ビルマ全体を一律に 1 エーカー当たり 1600 ポンド (726 kg) と仮定して推計されていたのを改め、地租査定の結果に基づき、郡単位で生産量を推計し、これを県単位に積み上げる方式に変更された⁶⁸⁾。

次に大幅に標準収穫量が変更されたのは、1912/13 年度であった。この時の変更理由は、1912年6月に大模精米の一つが、「輸出可能余剰量の推計値は少なくとも 10 万トン程度、過大である」と指摘したことであった。また標準収穫量の県ごとのバラつきが大きく、隣接する県でも大きく異なっていたことも変更の理由であった(表 3)。例えば 1912/13 年度以前の標準収穫量は、1 エーカーあたり 2000 ポンド(907 kg)を越える県が 5 県もあった一方で、ラングーン近郊の米どころであるハンターワーディー県は 1600 ポンド(726 kg)以下であった。1912/13 年の改訂では、下ビルマ・デルタ全体の標準収穫量が平準化され、結果として下ビルマ全体の標準収穫量の平均は、1820.5 ポンド(826 kg)から 1645.8 ポンド(747 kg)に減少した 69)。

さらに 1912 年には、輸出可能余剰量の推計値の基礎となるビルマ内の籾消費量の改定も行われた。当初、一人当たり消費量は、成人も子供も一律に一人当たり年間籾で 12 バスケット(272 kg)、種籾は1エーカー当たり 0.6 バスケット(13.6 kg)と仮定されていたが、1912年には、年間 12~14 バスケット(272 kg から 317 kg)以上、種籾は1エーカー当たり 1.5~2 バスケット(34 kg から45.3 kg)へと引き上げられた。国内消費量は 1917 年にも精査され、下ビルマの一人当たり籾消費量は 14 バスケット(317 kg)、種籾は 1.6 バスケット(36.3 kg)と増量された700。つまり輸出可能余剰量の推計値は、少なくなる方向で変更された。

標準収穫量は輸出統制を実施していた 1920 年にも見直しが開始され、1922/23 年度から変更された。この時は、ハンターワーディー県の標準収穫量は1 エーカー当たり 1400 ポンド (635 kg) から 1600 ポンド (726 kg) に引き上げられたが、プローム県やタトン県などのデルタ上部や感潮 デルタのミャウンミャー県、マウービン県、ピャーポン県など多数の県で標準収穫量は引き下げられ、下ビルマ全体の1 エーカー当たりの標準収穫量の平均値は、それ以前の 1645.8 ポンド (747 kg) から 1554.2 ポンド (705 kg) になった (表 3)。

1920年に標準収穫量が見直された理由は、一応次のように説明されている。1912年に標準収穫

				表3	ビルマ・テ	ルタ地帯の	表3 下ビルマ・デルタ地帯の各県の標準収穫量の変化	収穫量の変	1	(単位	1 H	カーあた	(単位:1 エーカーあたりポンド)
	トグゲー		タラワ ハンター インセ ディ ワディ イン	インセ	プローム	プローム バセイン ヘンザダ		ニャウン マウー ピャーニャー ビケー ゲン ポン	ムサーババ	プ * * ソ	タトン タウン	タウンゲー	平均
1910/11	1,716	2,082	1,561		1,624	1,762	2,018	2,089	2,026	1,791	1,791 1,309	2,048	1820.55
1911/12						赘	変更なし						
1912/13	1,700	1,800	1,400	1,500	1,500	1,700	1,900	1,750	1,800	1,800	1,350	1,550	1645.83
1913/14													
}						拠	変更なし						
1921/22													
1922/23	1,700	1,700	1,600	1,500	1,250	1,500	1,700	1,700	1,600	1,700	1,300	1,400	1554.17
1923/24	1,650	1,700	1,650	1,500	1,250	1,550	1,650	1,700	1,600		1,300	1,400	1554.17
1924/25						以降、	変更なし						

出所: Season and Crop Report、各年の statement V.

量を作成した地租査定・土地記録局長官のマシューは、ビルマでの経験が長く、地租査定に知悉していたので、県の役人が作況指数を下げ、生産量を低く見積もりがちであることを考慮して標準収穫量を設定した。そのため 1912 年の標準収穫量で計算した場合、ビルマ全体の籾の生産量は 700万トンを超えることになり、輸出可能余剰量はカーゴ・ライスで 350万トン(精米 235万トン)となる。しかしその後の 10 年間の実際の輸出は 1 度しかこの量に及ばず、平均輸出量は 325万トン(精米 218万トン)以下であったという説明である71)。ちなみにこの説明は 1921/22 年度の地租査定・土地記録局の長官であったファーニバルによるものである72)。なお統計の特性を熟知していたファーニバルが導き出した輸出可能余剰量の推計値は、前年度からの持ち越し量も綿密に考慮されており、前後の 10 年間で最も実際の輸出量に近い値であった。

確かに 1912 年の標準収穫量は、高めの地域もあった⁷³⁾。しかし 1912 年の標準収穫量の変更以降の年で通常の輸出が行われたのは 1913 年のみであり、その後は第一次世界大戦が始まり、輸出量は平常ではなかった。そして戦前の 1913 年には、精米で 270 万トンが輸出されていた (表 2)。また生産統計の見直しが開始された 1920/21 年度の地租査定・土地記録局長官は、国勢調査の結果、国内消費量を計算するために仮定していた人口は、過大であることが判明したとして、従来の輸出可能余剰量の推計値は高過ぎないことを示唆している⁷⁴⁾。

注目すべき点は、標準収穫量の変更が検討された年である。最初に1エーカー当たりの標準収穫量が変更された1891年は、銀の価値の低下に伴いルピーも暴落し、ビルマ内の籾価格が激しく高騰していた時期であった。そのため1892年には、籾の買い付け価格を引き下げるため、ヨーロッパ系の精米所4社で買い付け価格と量に関するカルテルが結ばれた。次に標準収穫量が変更された1912年は、東アジアで発生した大規模な不作とこれに伴うサイゴン米の輸出禁止により、ラングーンの籾価格がそれまでにないほど高騰した翌年であった750。1920年に生産統計の見直しが図られる前の状況は、前節で述べた通りである。更に付け加えれば、1917年から銀の価格が上昇し、ルピーが急騰していた時期でもあった。つまり標準収穫量の変更が行われた年は、いずれの場合も激しく籾が高騰していた時期であった。

標準収穫量の改訂は、商業会議所(Chamber of Commerce)の意見も取り入れて行われた。1912年の改訂理由は、輸出可能余剰量の推計値は少なくとも10万トン程度、過大であると大精米所が指摘したことであったが、新しい標準収量は、以前の標準収量で計算した場合と比較して、ビルマ全体で籾の生産量がきっかり10万トン減るように調整された⁷⁶⁾。1920年の標準収穫量の変更も、商業会議所や各県の役人と相談して行われた⁷⁷⁾。

以上、生産統計の改定は、ビルマ内で籾の価格が高騰した年に、米穀産業の意向を受けて引き下 げる方向で行われてきたことを確認した。これによりどのような効果が見込まれていたのだろうか。 次にこの点を考察する。

3.3 生産量、輸出可能余剰量の推計値の引き下げの目的

1918/19 年度と 1919/20 年度の輸出可能余剰量の推計値が引き下げられた、考えられる目的は、輸出量を減らし、籾価格の高騰を防ぐことである。1918 年から 1919 年の間は、輸出は許可制だったので、輸出可能余剰量を減らし、これに基づいて輸出許可を発行すれば、輸出需要が低下し、第一次世界大戦中と同様にビルマの籾の価格は下がるはずであった。また輸出可能余剰量は、精米業者にとって買い付けられる籾の量の目安にもなった。

輸出先を大英帝国内に限定するのであれば、ビルマからの輸出量は年間 180 万トン程度で十分であった。コメの国際市場は「薄い市場」であることは上述したが、毎年の輸入国は必ずしも一定ではなく、恒常的コメ輸入国はプランテーション作物の輸出地帯などに限られていた。英領に属する国のうち、恒常的コメ輸入国の 1909 年から 1913 年の平均コメ輸入量は、イギリスが 25.2 万トン、インドが 49.2 万トン、セイロンが 38 万トン、英領マラヤが 69.4 万トンで、合計 181.8 万トンであった78)。しかも、これらの地域が全てのコメをビルマから輸入していたわけではなかった。 1919 年の輸出可能余剰量の推計値である約 160 万トンは、これらの地域への通常の年の輸出量に近い量であった。輸出を安定的な輸出先に限定すれば、籾の投機的取引の原因となる突発的な需要に対応しなくて済むことも期待できた。

さらに 1918 年に輸出可能余剰量を低く見積もった理由としては、ルピーの為替レート高騰への対応も考えられる。第一次世界大戦中は銀の価格が高騰し、ルピーが急騰した。20世紀初頭以来、ルピーは金と銀を準備金としてポンドとリンクさせることで、1ルピー=1シリング4と1/4ペンス前後で安定していたが、1917年1月には1ルピー=2シリング4ペンス、1920年のピーク時には1ルピー=2シリング11ペンスと倍近くに値上がりした。インド政庁は、アメリカから銀を2億オンス購入するなど為替の安定化に苦心しており79)、ルピーの需要増加につながるコメ輸出の増加は望ましいことではなかった80)。

実際、ルピーが高騰していたこの時期の輸出は難しかったと思われる。マラヤが 1920 年に輸入した米の量は 33 万 6,000 トンであり、1917 年の 34 万 4,000 トンとほぼ同量を、国際市場の価格よりも安い価格で購入したにも関わらず、ルピーの高騰により輸入価格は 3 倍となったため、マラヤ政府は不満を漏らした⁸¹⁾。1919 年はコメ輸出量の約 8 割がインドー国へ輸出されたが、これはインドの食料不足という事情だけでなく、通貨が共通であるインドへの輸出は容易であったという事情もあったと推測される。2 節では仲買人や耕作者が望む籾の価格と精米所が許容するコメの国際価格から逆算した買い付け価格の間にギャップが存在し、これが統制破りや投機の原因となったことを述べたが、その背景にはルピーの急騰という事情があった。

むすびにかえて

英領時代のビルマにおける輸出と価格統制は、第一次世界大戦中の1918年1月に、輸出不振へ

の対策として実施が発表された王立小麦供給委員会によるコメの買い上げに伴って始まった。第一次世界大戦後には、南・東南アジアでコメの需要が逼迫し、国際的に米価が高騰する中で、1919年1月からはインドへの食料供給を主たる目的として、1920年1月以降はビルマ国内の消費者保護のためにと目的をシフトさせながら、最終的には1921年6月まで輸出と価格統制は続けられた。既存の研究では、輸出と価格統制によって、ビルマが安価なコメ供給地帯としての役割を果たしたことが強調されている。しかし過小に推計された輸出可能余剰量からは、イギリス植民地政庁は、ビルマから可能な限りのコメを輸出しようとしていたようには見られない。むしろ輸出量を抑制することによって、ビルマ内の籾価格の高騰を防ぐことの方が重視されていたようである。ただし1918/19年度と1919/20年度の実際の輸出量は、輸出可能余剰量の推計値を遥かに上回っており、輸出量を抑制するという意図は、現実に即して柔軟に対応されたと言える。

籾の価格抑制は、大英帝国内の消費者のためだけではなく、精米業者が籾を買い付けるためにも 重要であった。価格統制が敷かれていた時期は、端境期や統制の解除を待った単純な投機だけでは なく、精米業者が国際価格から導く籾の価格と籾の売り手が望む価格の間にはしばしばギャップが あったからである。

生産統計の改定を経た後、輸出可能余剰量の推計は難しくなった。1923/24 年度と 1924/25 年度の輸出可能余剰量の推計値は、「実際の輸出量よりも大幅に少ないであろう」とのことで、『農作物統計報告書』には記載されなかった820。1925/26 年度は、突如として国内消費量を籾で 3000 万トンまで引き下げたが、作況指数の低さから輸出可能余剰量の推計値はまたしても下振れした。これを踏まえてか、翌 1926/27 年度の籾の生産量は 734 万 8 千 500 トンと 1924/25 年度と同程度であったが、輸出可能余剰量の推計値は 339 万トンと過去最高まで引き上げられた830。

イギリス植民地時代の最後の地租査定・土地記録局の長官を務めたビンズは、第二次大戦中に戦後のビルマの農業経済を構想した著書の中で、1925年頃から生産統計を作成する役人が、輸出可能な余剰量に影響することを懸念して、作況指数を変動させることに慎重になったと指摘している。そしてこの時期、デルタの各地や沿岸部で1エーカー当たりの収穫量が顕著に増加したことはかなり確かであると述べている⁸⁴。ビンズの指摘とは逆に、1923年に植民地政庁の命を受けてデルタ全域で小作慣行調査を行ったクーパーは、第一次世界大戦前と比較して、デルタの土地の生産力の低下を訴えた⁸⁵。1920年代に生産力は低下したのか、それとも生産統計が過小評価であったのかを検討することは、今後の課題としたい。

【注】

- Kratoska, Paul, 'The British Empire and the Southeast Asian Rice Crisis of 1919–1921', Modern Asian Studies, 24 (1), 1990, pp. 115–146.
- 2) *Ibid*., p. 145.

- 3) Odell, F. D., Department of Agriculture, Burma, Note on Burma Rice Prices, Rangoon; 1932, pp. 15–18, 23.
- 4) Cheng Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma 1852–1940*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1968, pp. 77–90, 93–94, 200–211. 大精米所と小精米所の区別については、本文 1–2 節を参照。
- Latham, A. J. H. 'The Rangoon Gazette and inter-Asian competition in the intra-Asian rice trade 1920–41', in Latham, A. J. H. and Kawakatsu, Heita (eds), *Intra-Asian Trade and the World Market*. Oxford and New York: Routledge, 2006. pp. 133–134.
- 6) ビルマは英領インドの一州であったが、1897年には自治州となり、その後も1909年のモーリー=ミントー改革、1923年のモンタギュー=チェムズフォード改正インド統治法(インドでは1919年に公布)を経て、徐々に自治権の拡大が進められていた。
- ⁷⁾ Kratoska, *Ibid.*, p. 133; Cady, Jhon F., *A History of Modern Burma*. Ithaca, NY: Cornell University Press, 1958, p. 222–223.
- 8) 例えば、イアン・ハッキング著、石原英樹・重田園江訳『偶然を飼いならす―統計学と第二次科学革命』木鐸社、1999 年、3 章、4 章; Ankush Agrawal and Vikas Kumar, *Numbers in India's Periphery, The Political Economy of Government Statistics*. Cambridge: Cambridge University House, Chap. 1.
- 9) Teruko Saito, Lee Kin Kiong compiled, *Statistics on the Burmese Economy*, Singapore, 1999, table II-8, pp. 80-81 より計算。
- 10) Supt., Govt. Print., Season and Crop Report of the Burma for the Year ended the 30th June 1915. Rangoon, 1915, p. 7 (以下、Season and Crop Report と略し、年号のみを記載する). ドイツは大陸ヨーロッパのコメ輸入の窓口であっただけでなく、輸入したコメを再加工し、キューバ、西インド諸島、西アフリカ等へ再輸出も行っていた (Cheng, Ibid., p. 200)。
- 11) Kratoska, *Ibid.*, p. 119. 蘭印への輸出の中継地であった海峡植民地の総督は、輸出禁止の免除を求めたが、インド総督は経済制裁の実施を決定した。
- 12) Department of Agricultural, *Markets Section Survey No. 9, Rice.* Rangoon: 1936 (reprinted in 1958), p. 41. 船荷籾には、バズンタウン船荷籾 (Pazundaung boat paddy)、チーミダイン船荷籾 (Kemmendine boat paddy)、カナウントー船荷籾 (Kanaungtoe boat paddy) の3種類があった。バズンタウン、チーミダイン、カナウントーは、デルタからの船が発着するラングーンの船着場の地名である。船着場から籾の産地が分かり、品質も類推できた(Loc. cit.)。籾の種類の分類としては他に、耕作者が使用する刈り取り時期に基づく分類 (Kauk yin, Kauk lat など4種)、仲買人が使用する籾の外見に基づく分類 (Ngasein, Midon, Emata など5種) があった (Cheng, Ibid., pp. 36–38; Markets Section Survey No. 9, Rice, pp. 12–14)。
- 13) Department of Agricultural, Markets Section Survey No. 9, Rice, p. 33.
- 14) Cheng, *Ibid*., pp. 32–34, 48–49.
- 15) Frederick Noel-Paton, *Burma Rice*. Calcutta: India Commercial Intelligence Department, 1912, p. 15の表より、筆者が計算。
- 16) Season and Crop Report 1914–15, p. 8; Season and Crop Report 1915–16, p. 7; Season and Crop Report 1917–18, p. 5; Season and Crop Report 1918–19, p. 6. 1910 年以降、農民が土地を担保に金を借りて貯蔵庫を建設し、端境期まで籾を保管することが流行したとされている(Couper, Thomas, Report of an Inquiry into the Condition of Agricultural Tenants and Labourers. Rangoon: Government Printings, 1924, pp. 8–9.)。ただし第一次世界大戦中の売り惜しみは、必ずしも投機目的ではなく、籾の価格の低さも原因であった(Season and Crop Report 1914–15, pp. 7–8.)。
- 17) Department of Agricultural, Markets Section survey No. 9, Rice, pp. 34-35. 当時の大精米所の買い付け

- の様子については、Latham, A. J. H., *Rice and Industrialization in Asia*. Oxon: Routledge, Chap. 5 に詳しい。
- Burma, Agricultural Department, Agricultural Survey No. 17 of 1932, The Rice Crop in Burma. Rangoon, 1932, p. 26.
- 19) Department of Agriculture, Burma, Rice (Market Section Survey No. 9), Rangoon: SGPS, p. 19, pp. 24–28.
- ²⁰⁾ Cheng, *Ibid.*, p. 59, *Report on the Revenue Administration of Burma for 1893–94*, p. 11.
- ²¹⁾ Season and Crop Report 1914–15, p. 8.
- ²²⁾ Latham, *Rice and Industrialization in Asia*, Chap. 5.
- 23) Season and Crop Report 1914–15, pp. 7–8.
- ²⁴⁾ Kratoska, *Ibid*., p. 122; Coper, *Ibid*., p. 8.
- ²⁵⁾ レイサム A. J. H. 著、丸山利夫訳『米:この貴重なる食糧』農林統計協会、1999 年、37-38 頁。
- 26) Kratoska, *Ibid.*, p. 122. 王立小麦供給委員会は、小麦やその他の穀物の供給を規制する権限を有する機関であり、1916年10月にイギリスで枢密院令によって設置された(イギリス国立公文書館、Catalogue description, Ministry of Food and Board of Trade Food Departments 1916-1936, https://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C10461)
- 27) Season and Crop Report 1917-18, p. 6. この年の輸出許可については、敵国への輸出が規制されたようである。日本は第一次世界大戦前、ビルマから毎年5万トン程度を輸入しており、米騒動が起こった1918年も業者は輸入の契約を結び、輸入許可を求めていた。しかし東京のイギリス大使館が、横浜の業者がビルマからの輸入米をロシアに輸出する予定であるとの情報を掴んだため、許可は降りなかった(IOR/L/E/7/877)。
- Telegram from Secretary of State, London, to Viceroy Delhi, No. 239, dated to 3rd February 1917. Report of an Interview on Tuesday, 27th February 1917 with representatives of Messrs. Steel Brothers & Company Lim., Bulloch Brothers & Company Lim., the Arracan Company Lim., and the Ellerman Rice Mills. (IOR /L/E/7/877).
- 29) A conference of Burmese Associations of Landowners, Cultivators, Small Millers, Traders and General Merchants. (IOR/L/E/7/877)
- ³⁰⁾ Kratoska, *Ibid*., p. 123.
- 31) Season and Crop Report 1918–19, pp. 5–6.
- 32) Kratoska, Ibid., p. 123-124. これに応えて、ビルマ政庁は船積み手続きが完了していないコメの輸出 許可を取り消し、要請があった地域への輸出に充てた。この介入により、輸出業者は損失をこうむった(loc.,cit., p. 124.)。
- 33) Season and Crop Report 1918–19, pp. 5–6.
- Kratoska, Ibid., p. 124; Supt., Govt. Print., Report on the Administration of Burma 1918–19. Rangoon, 1921, p. v, 89.
- Report on the Administration of Burma 1919-20, p. 122.
- 36) Copy of Telegram, From Viceroy, Revenue and Agriculture Department, dated 17th December 1918, received at India Office (IOR/L/E/7/877). 政府統計における籾とカーゴ・ライス重量換算比は、『コメ収穫予想統計情報』 (The Statistical Department of the Office of the Commissioner of Settlements and Land Records, *Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast*. Rangoon, 1924.) によると、1884年から1908年は0.74~0.79、1909年から1922年は0.77、1922年以降は0.775とされていた。また精米への換算比は0.65であった(*Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast*, p. 15.)。

- ³⁷⁾ Cheng, *Ibid*., pp. 13–14, p. 96–97.
- ³⁸⁾ Season and Crop Report 1918–19, p. 5.
- ³⁹⁾ Season and Crop Report 1918–19, p. 6. 籾の高騰は闇市場が横行したためと推測される(Kratoska, Ibid., p. 125.)
- ⁴⁰⁾ Report on the Administration of Burma 1919-20, p. 122.
- 41) Season and Crop Report 1919-20, p. 5.
- 42) Report on the Administration of Burma 1919–1920, p. 123.
- 43) Season and Crop Report 1919-20, p. 1.
- 44) Kratoska, *Ibid*., p. 132. タイも国際市場の値上がりを受けて、1917年7月から1921年1月までコメの輸出統制を行っていた(宮田敏之「タイ米経済の発展と土地法」秋田茂編『「大分岐」を超えて』ミネルヴァ書房、2018年、226-227頁)。
- 45) Season and Crop Report 1919-20, p. 5.
- ⁴⁶⁾ Kratoska, *Ibid.*, pp. 132–133; Report on the Administration of Burma 1919–20, p. 123.
- 47) Season and Crop Report 1919-20, p. 5.
- ⁴⁸⁾ Kratoska, *Ibid*., pp. 133–134.
- ⁴⁹⁾ Kratoska, *Ibid.*, p. 136; *Report on the Administration of Burma 1919–20* p. 123.
- ⁵⁰⁾ Report on the Administration of Burma 1920–21, p. 126.
- ⁵¹⁾ Season and Crop Report 1920-21, p. 104-105.
- 52) Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, p. 21.
- 53) Latham, A. J. H. 'The Rangoon Gazette and inter-Asian competition', pp. 133-134.
- ⁵⁴⁾ Kratoska, *Ibid*., p. 142.
- ⁵⁵⁾ Report on the Administration of Burma 1920–21, p. 127.
- ⁵⁶⁾ Report on the Administration of Burma 1920–21, p. 127.
- ⁵⁷⁾ Season and Crop Report 1920–21, p. 6.
- ⁵⁸⁾ Latham, *Ibid.*, p. 133; *Season and Crop Report 1920–21*, p. 6.
- ⁵⁹⁾ Latham, *Ibid*., p. 134.
- 60) Season and Crop Report 1921-22, p. 6.
- 61) Kratoska, *Ibid*., p. 143.
- 62) Odell, F. D., Department of Agriculture, Burma, *Note on Burma Rice Prices*, Rangoon; 1932, pp. 15–18, 23. 仏印とタイの方が、ビルマよりもデルタの開発が遅かったので、1910 年代以降も開墾の余地が残されていたことも大きな理由である。
- 63) Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, p. 21.
- 64) Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, pp. 1–2.
- 65) *Ibid*., pp. 3-4.
- ⁶⁶⁾ *Ibid*., pp. 2–3, p. 6, pp. 10–11.
- 67) Season and Crop Report 1919-20, Statement V (p. 18), p. 4.
- 68) Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, pp. 5–9.
- 69) Ibid., p. 9. この時の改定では、それまで含まれていなかった上ビルマの生産量も輸出可能余剰量の推計値に加えられるようになった。
- 70) Ibid., p. 14. 政府統計で使用されたバスケットは、Statistical Bulletins に記載されている当時の重量である50ポンドで換算した(Ibid., p. 8)。一人当たりの籾消費量は地域によっても異なり、上ビルマや

ラングーンの籾の消費量は、1 人当たり 10 バスケット(226.8kg)とされた。また地域によっては、1912 年までに一人当たりの籾消費量は年間 13 バスケット(294.8kg)以上、種籾は1 エーカー当たり 1.5 バスケット(34kg)に引き上げられていた。

- 71) Season and Crop Report, 1921/22, pp. 4-5, Statistical Bulletins, No. 2 The Rice Forecast, p. 14.
- 72) 地租査定・土地記録局の長官は通常は2年ごとに交代したが、ファーニバルは1919/1920年度に長官を務めた後、一度退いてから、1921/22年度に再び長官に戻った。1912年の生産統計の改定の際は地租査定・土地記録局長官が統計の枠組みを作成したので、1920/21年度の改定にはファーニバルも関与していた可能性が高い。しかしファーニバルは、この時期の貿易統制やコメの生産統計については、膨大な著作において奇妙なほど触れていない。
- 73) 例えばマウービン県の 1912 年の基準収穫量は 1800 ポンドであったが、1925 年から 1928 年に行なわれた地租査定調査では、1 エーカーあたりの平均収量は約 1684 ポンドであった(*Report on the second revision settlement of Maubin district, 1925-1928*, Statement X, Crop measurement and assumptions of normal outturn, pp. 200-201 より計算した一等級と二等級の土地の平均値)。
- ⁷⁴⁾ Season and Crop Report, 1920/21, p. 5.
- ⁷⁵⁾ Season and Crop Report, 1911/12, p. 6.
- ⁷⁶⁾ *Ibid*., p. 5, 9.
- 77) *Ibid.*, pp. 9–10; *Season and Crop Report 1921–22*, pp. 4–5.
- Agricultural Marketing in India, Report on the Marketing of Rice in India and Burma. Delhi; The Manager of Publications, p. 483.
- ⁷⁹⁾ Tun Wai, Burma's Currency and Credit, Calcutta: Orient Longmans Ltd, 1953, p. 22.
- 80) 通貨当局は、貨幣の発行や流通に関する報告書(Report on the Resource and Currency Operation in the Province of Burma)を発刊していたが、最初のページに記載されているのは、主要な輸出作物の作柄と輸出金額である。
- 81) Kratoska, *Ibid*., p. 139.
- 82) Season and Crop Report 1923-24, p. 7; Season and Crop Report 1924-25, pp. 7-8. 報告書には、輸出可能余剰量の推計値が実際の輸出量よりも大幅に過小となった原因として、1月から6月までの輸出量がその年の生産量の7割に達しなくなったことが挙げられている。しかし第一次世界大戦前でも6月までに7割も輸出されていたことはなく、よく分からない説明である。
- 83) Season and Crop Report 1925-26, p. 7; Season and Crop Report 1926-27, p9.
- ⁸⁴⁾ Binns, B. O., Agricultural Economy in Burma. Rangoon: SGPS, p. 58.
- 85) Couper, Thomas, *Ibid*., pp. 4-5. なおクーパーは、ファーニバルと近しい関係にあったと思われる。 クーパーは、同時期にファーニバルが座長を務めた「ビルマ地税制度調査委員会」に参加した唯一の ビルマで勤務する ICS であった (*Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma*, Rangoon: Superintendent of Government Stationery and Printing, 1922.)。